

事前説明案件グループ分け①

事前説明第1号

# 札幌圏都市計画公園の変更

---

5・5・10 藻岩山公園（廃止）

札幌市建設局みどりの推進部

# 説明内容

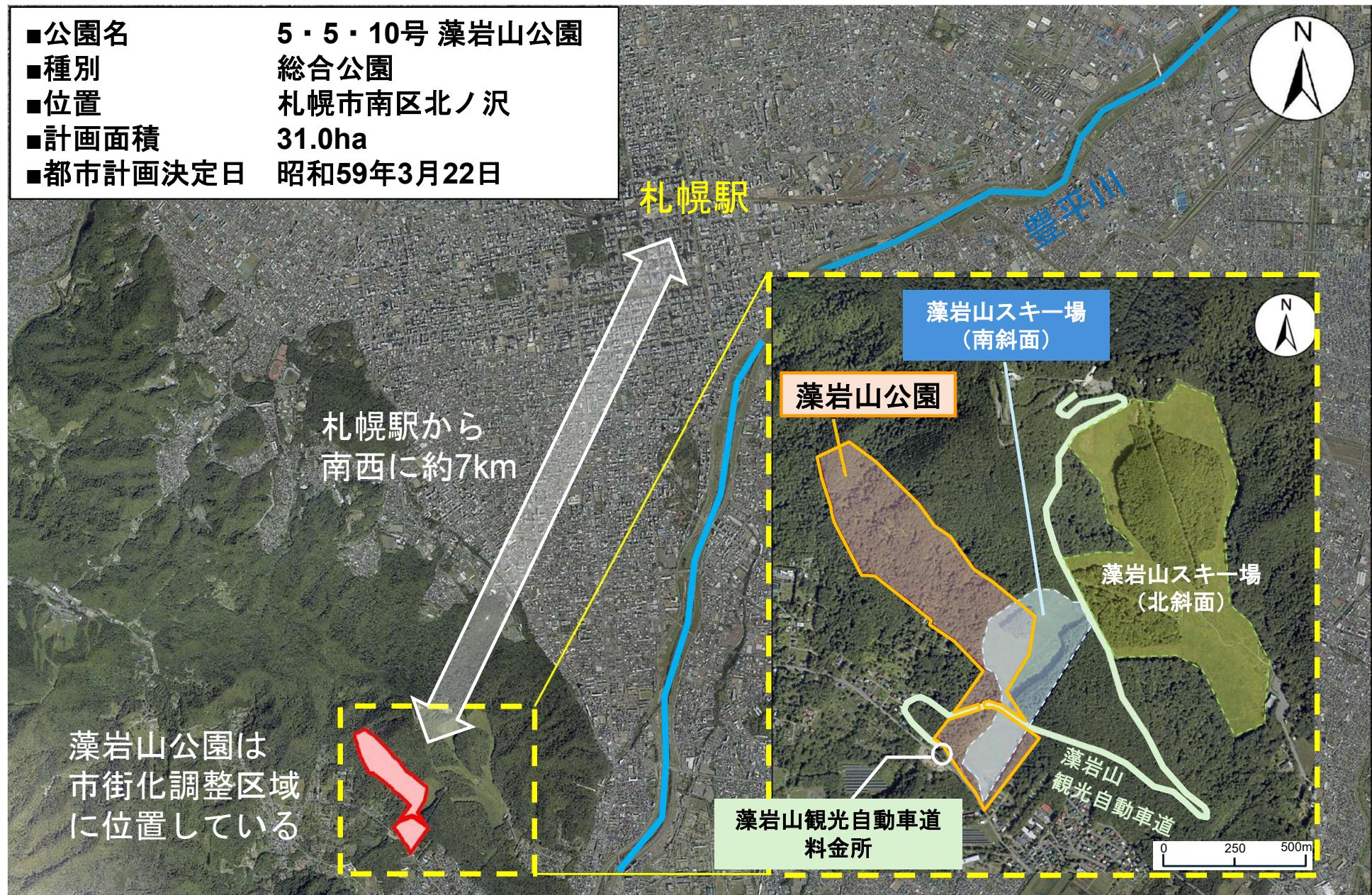
---

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 これまでの経緯
- 3 見直しの進め方
- 4 見直しの検証結果
- 5 都市計画変更の内容
- 6 今後の予定

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 これまでの経緯
- 3 見直しの進め方
- 4 見直しの検証結果
- 5 都市計画変更の内容
- 6 今後の予定

# 1 藻岩山公園の概要

■公園名	5・5・10号 藻岩山公園
■種別	総合公園
■位置	札幌市南区北ノ沢
■計画面積	31.0ha
■都市計画決定日	昭和59年3月22日

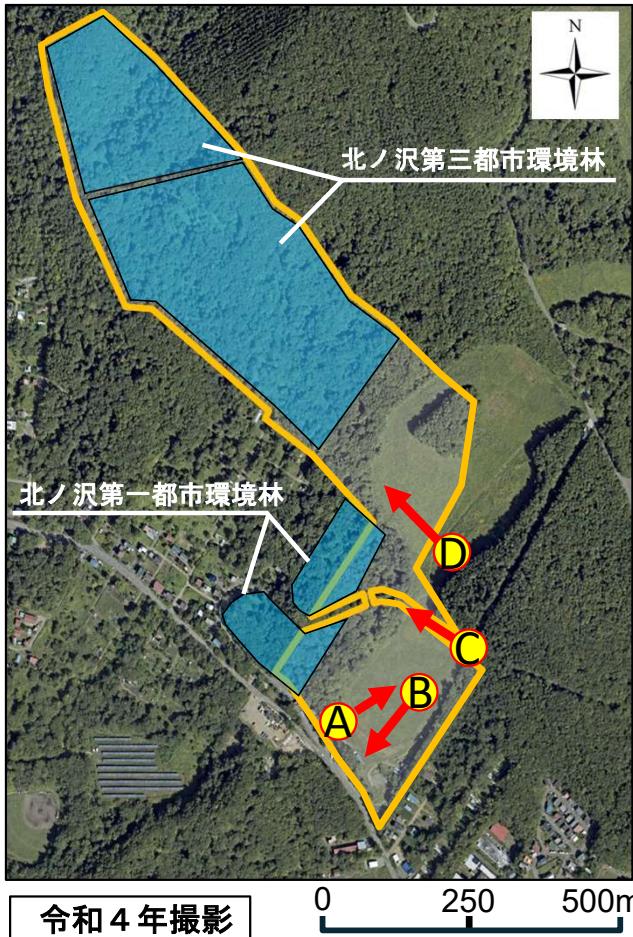


令和4年撮影

0 1,000 2,000 4,000 m 4

# 1 藻岩山公園の概要

◎現在の状況 (R7.5月撮影)



都市環境林：都市近郊林の保全・活用を目的として、主に市街化調整区域の民有林を公有化した樹林地  
札幌市都市環境林等事業実施要綱に基づき運用している

# 説明内容

---

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 これまでの経緯
- 3 見直しの進め方
- 4 見直しの検証結果
- 5 都市計画変更の内容
- 6 今後の予定

## 2 これまでの経緯

### ◎公園予定地における経緯

年	事 柏
昭和35年 (1960年)	札幌藻岩山スキー場の営業開始
	スキー場は多くの市民に利用されていたが、夏季の利用がなくなるため、通年での利用を模索 ⇒レクリエーションに関する市民ニーズへの対応を目指し、斜面地を活用した総合公園を検討
昭和59年 (1984年)	藻岩山公園 都市計画決定
	諸課題に対する調査や関係者協議を進めたが、解決に至らず。 その後、各区には総合公園が配置されていった。
平成18年 (2006年)	公園予定地の樹林地を都市環境林として保全する方針を決定
令和6年 (2024年)	藻岩山スキー場を一体的に管理運営する新たな事業者を公募・選定
令和7年 (2025年)	藻岩山スキー場が新たな運営体制へ移行 ⇒運営方針の一つとして、グリーンシーズンを積極活用し、1年を通して市民・観光客に愛される魅力的な場所を目指すことが掲げられた。

### 整備への諸課題

#### ①多量の表面排水

公園予定地は、大半が傾斜地で沢地(※)があり、公園を整備する場合、降雨・降雪時に多量の表面排水が発生する。

対応策として貯留施設を整備し、排水量調整による川への排水を検討したが、民有地の買収や排水管整備費用が大きな障壁となった。

#### ②藻岩山観光自動車道による公園の分断

公園予定地を分断する形で通る観光自動車道は、有料の自動車専用道であり、公園利用者は基本的に横断できない。

対応策として一部区間を廃止し、料金所を移設する必要があったが、関係者との協議がまとまらなかった。

※沢地：沢や沼のある、水分が多く湿った土地

## 2 これまでの経緯

### ◎長期未着手公園の見直しの考え方の経緯

年	事 柏	主 体
平成23年 (2011年)	<b>『都市計画運用指針』を改正</b> ⇒道路や公園を含む長期未着手の都市施設については、「見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき（中略）見直しを行うことが望ましい」と明示され、長期未着手公園の都市計画の廃止に関する見解が示された。	国
平成29年 (2017年)	<b>『長期未着手公園等に係る基本的な考え方』を策定</b> ⇒国の指針に基づき、北海道が見直しのガイドラインを策定し、見直しに向けた具体的な進め方が示された。	北海道
令和2年 (2020年)	<b>『第4次札幌市みどりの基本計画』を策定</b> ⇒今後は大規模公園を整備しないこと、都市環境林を適切に管理していくことなどの方向性を示した。	札幌市



ここまで経緯を踏まえて・・・

藻岩山公園は都市計画決定から40年以上が経過し、当時とは取り巻く状況が大きく異なることから、改めて整備の必要性を検証

# 説明内容

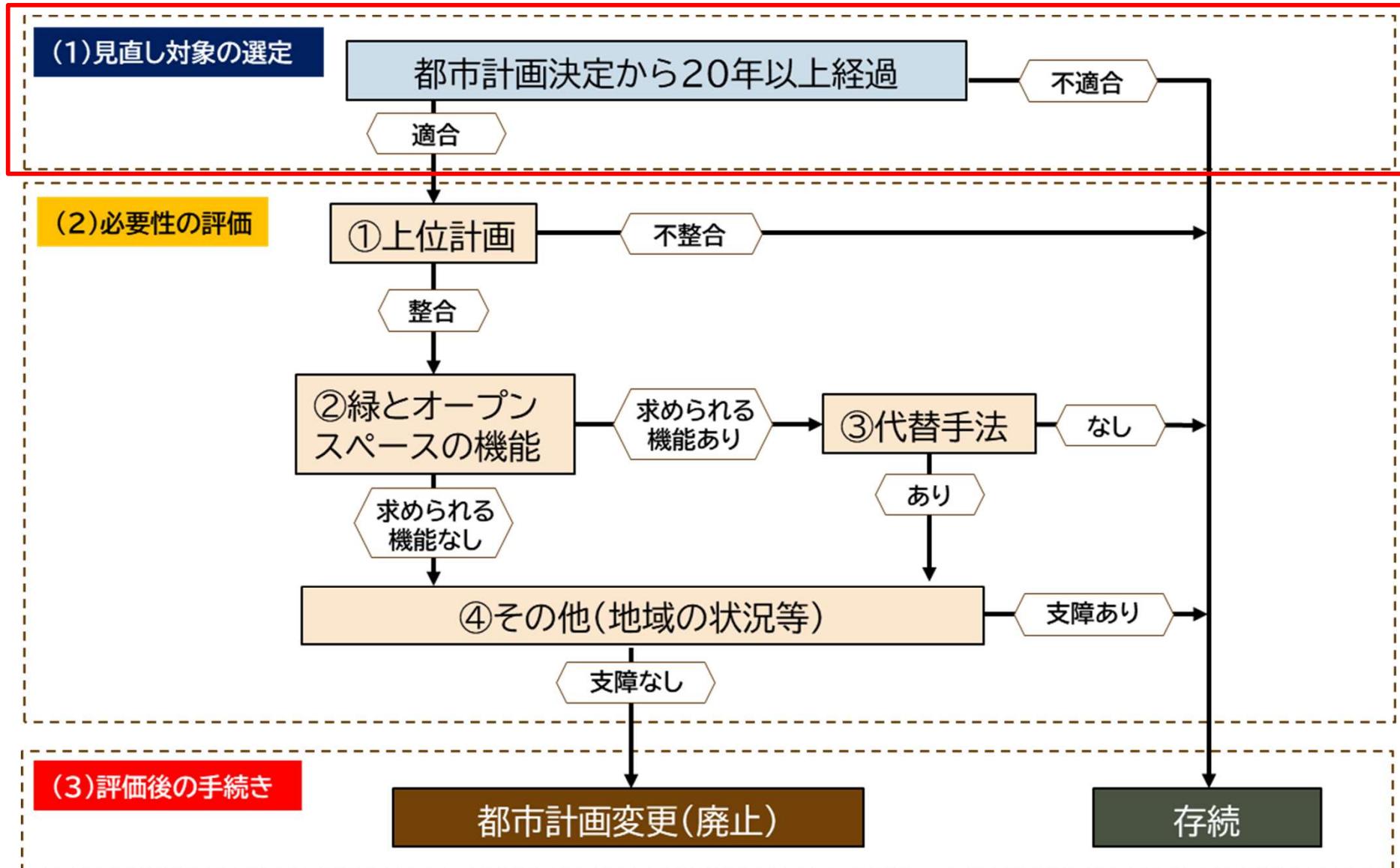
---

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 これまでの経緯
- 3 見直しの進め方
- 4 見直しの検証結果
- 5 都市計画変更の内容
- 6 今後の予定

### 3 見直しの進め方

#### 長期未着手公園の都市計画見直しフロー

(北海道「長期未着手公園等に係る基本的な考え方」を基に作成)



# 3 見直しの進め方

## ①上位計画

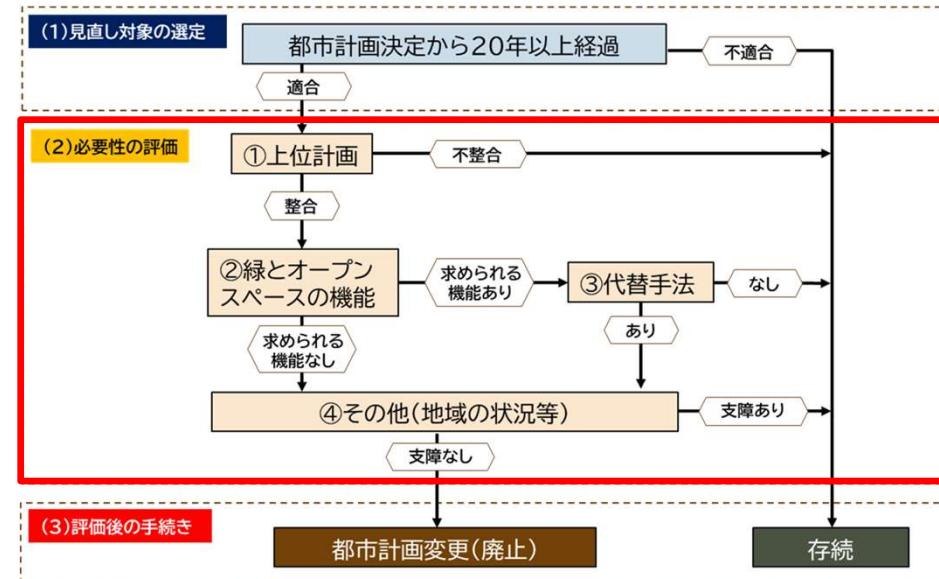
見直し対象施設と上位計画との整合は取れているかを確認

<上位計画>

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 第2次札幌市都市計画マスタープラン
- 第4次札幌市みどりの基本計画

## ②緑とオープンスペースの機能

レクリエーション、環境保全、景観構成、防災等の観点から、「都市計画決定時に求められていた機能」と「現在求められる機能」を明らかにし、周辺に供用又は供用見込みの公園がある場合は、それらで求められる機能が満足するかを確認



## ③代替手法

「②緑とオープンスペースの機能」において、「現在求められる機能がある」と判断した場合のみ、代替手法を確認

## ④その他（地域の状況等）

地域からの整備要望の有無や合意形成、他の都市計画や関係法令に支障がないかを確認

# 説明内容

---

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 これまでの経緯
- 3 見直しの進め方
- 4 見直しの検証結果**
- 5 都市計画変更の内容
- 6 今後の予定

## 4 見直しの検証結果

### ①上位計画

#### ■都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月北海道決定）

一部抜粋

人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、長期未着手の公園等の見直しを含めて、区域内の公園等緑地が都市の利便性上、より有効になるよう配置する 【p.23 (2) 緑地の配置方針②】

#### 【検証結果】

これまでに総合公園を各区1か所以上配置するよう整備を進め、都市の利便性の向上を図ってきた。人口減少社会等を見据え、長期未着手となっている藻岩山公園の整備を見直すことは、当方針の考え方と整合が取れている。

## 4 見直しの検証結果

### ①上位計画

#### ■第2次札幌市都市計画マスタープラン（平成28年3月札幌市策定）

一部抜粋

拠点となる公園緑地をつなぐ森林・草地・農地などについて、地域制緑地※などに関わる制度により保全を図るほか、市民や企業、活動団体などとの協働により市街地を取り囲むみどりづくりを推進します

【p.97 第5章（市街地の外のみどり）】

※地域制緑地：法律や条例、要綱などの制度によって公有地・私有地を問わず良好な緑地を保全している場所

#### 【検証結果】

藻岩山公園予定地の大半を占める樹林地は、都市環境林に指定して保全を図っており、当プランの考え方と整合が取れている。

## 4 見直しの検証結果

### ①上位計画

#### ■第4次札幌市みどりの基本計画（令和2年3月札幌市策定）

一部抜粋

- 都市環境林などの森林を適切に管理していきます 【p.74 第6章 方向性1】
- 基本的に街区公園※1以外の公園は今後新規整備を行いません 【p.92 第6章 方向性8】
- 経営資源的な制約や人口減少社会も見据え、公園施設の総量を抑制していきます 【p.94 第6章 方向性9】

※1 街区公園：主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置される公園。誘致圏250m、標準面積2,500m<sup>2</sup>

#### 【検証結果】

総合公園※2である藻岩山公園を新規整備せず、都市環境林を適切に管理していくことは、当計画の考え方と整合が取れている。

※2 総合公園：休息、散歩、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で、標準面積10～50ha

# 4 見直しの検証結果

## ②緑とオープンスペースの機能

### ■都市計画決定時に求められていた機能

昭和50年代は、札幌市全体の開発が活発に進み、比例するように人口が急増。こうした背景から、レクリエーション機能の充足が求められ、藻岩山を冬季のスキー場以外の用途でも利用できるよう、総合公園として整備し、市民へ通年でのレクリエーション機能の提供を目指した。

### ■現在求められる機能

市内10区に総合公園を一か所以上設置し、レクリエーション機能は充足。都市環境林の指定により、環境保全や景観形成の機能も既に図られている。

### ■周辺にある供用済み又は供用見込みの公園

南区には総合公園「藻南公園」のほか、広域公園※「真駒内公園」「滝野すずらん丘陵公園」があり、他区と比較しても大規模な公園は充足している。

※ 広域公園：主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、標準面積50ha以上

◎総合公園と広域公園の配置状況

区	総合公園	広域公園
中央	中島公園 / 円山公園	-
北	百合が原公園	-
東	モエレ沼公園	-
白石	川下公園	-
厚別	厚別山本公園	-
豊平	月寒公園	-
清田	平岡公園	-
南	藻南公園	真駒内公園 / 滝野すずらん丘陵公園
西	五天山公園	-
手稲	前田森林公園	-

### 【検証結果】

都市計画決定時と現在の状況を比較した結果、現在求められる緑とオープンスペースの機能は充足している。

## 4 見直しの検証結果

③代替手法



②で「現在求められる機能はない」と  
判断したため④の検証へ

④その他（地域の状況等）

■地域からの整備要望の有無 ⇒ なし

■地域との合意形成

○地元説明会の実施

＜藻岩地区町内会連合会の役員会＞  
日時：令和7年8月7日  
場所：藻岩まちづくりセンター  
参加者：5名

＜北ノ沢第三町内会＞  
日時：令和7年9月10日  
場所：北ノ沢第三町内会館  
参加者：7名



整備要望はなく、都市計画変更について反対意見なし

■他の都市計画や関係法令への支障 ⇒ なし

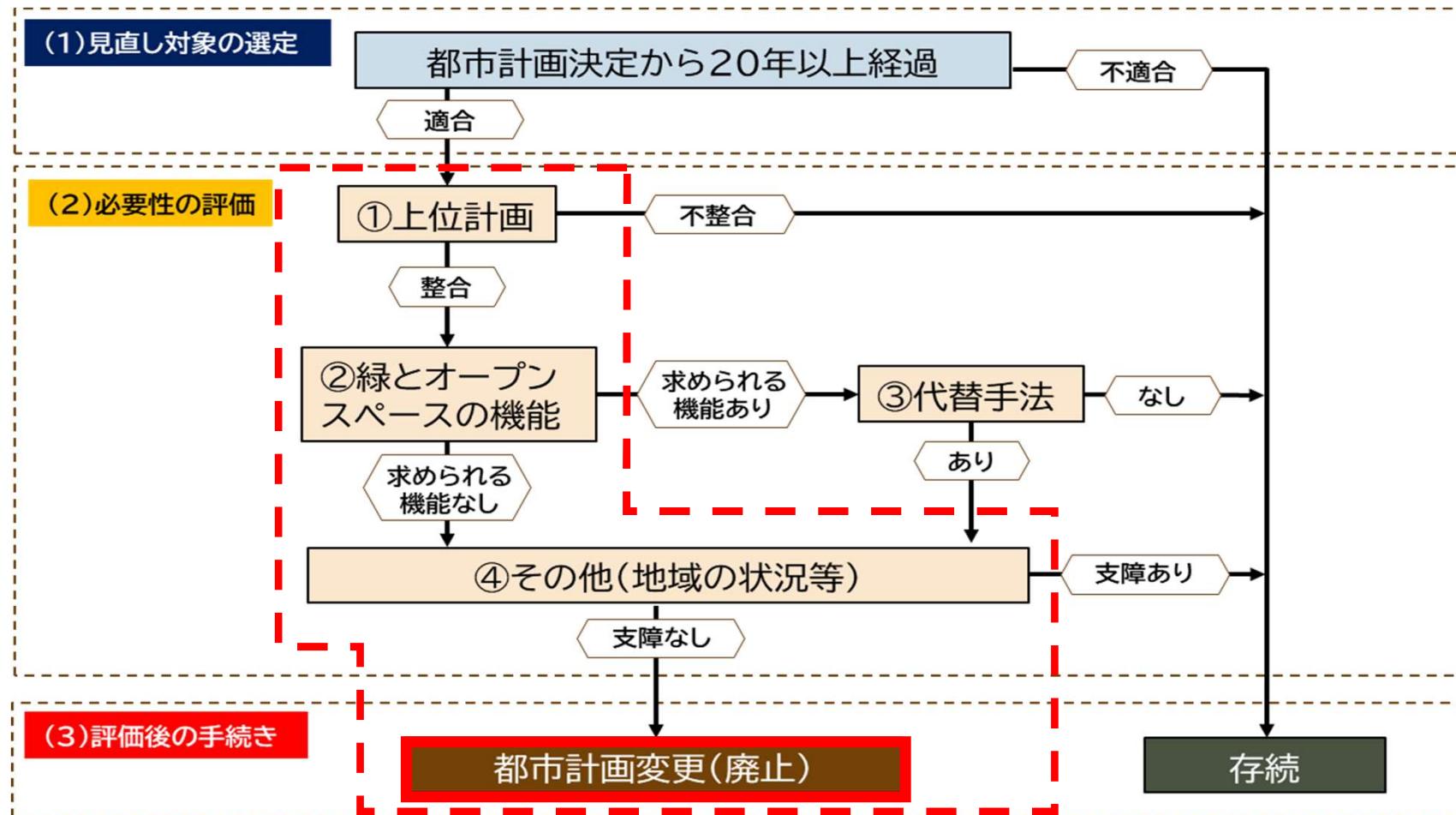
【検証結果】

地域との合意形成が取れており、他の都市計画や関係法令も支障はない

# 4 見直しの検証結果

## 検証結果

①～④の項目をそれぞれ確認した結果、藻岩山公園の都市計画変更（廃止）に支障はない。



# 説明内容

---

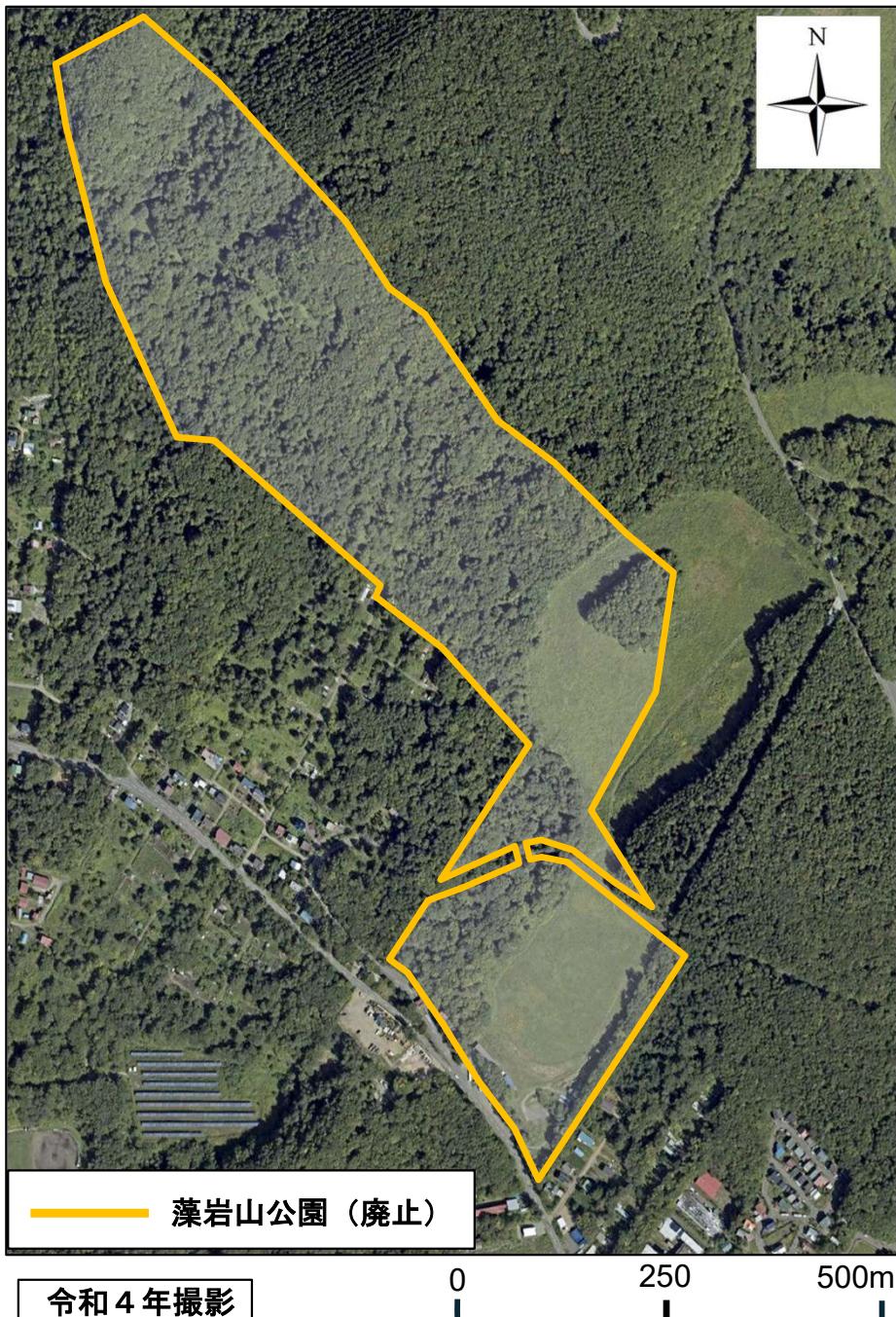
- 1 藻岩山公園の概要
- 2 これまでの経緯
- 3 見直しの進め方
- 4 見直しの検証結果
- 5 都市計画変更の内容
- 6 今後の予定

# 5 都市計画変更の内容

■公園名	5・5・10号 藻岩山公園
■種別	総合公園
■位置	札幌市南区北ノ沢
■計画面積	31.0ha
■都市計画決定日	昭和59年3月22日



藻岩山公園の  
都市計画を廃止する



# 説明内容

---

- 1 藻岩山公園の概要
- 2 これまでの経緯
- 3 見直しの進め方
- 4 見直しの検証結果
- 5 都市計画変更の内容
- 6 今後の予定

## 6 今後の予定

---

- ▶ 令和7年11月11日 都市計画審議会（事前説明） **【本日】**
- ▶ 令和8年1月上旬 都市計画法に基づく案の縦覧（2週間） **【予定】**
- ▶ 令和8年2月3日 都市計画審議会（諮問） **【予定】**
- ▶ 令和8年3月中旬 都市計画変更（廃止）告示 **【予定】**